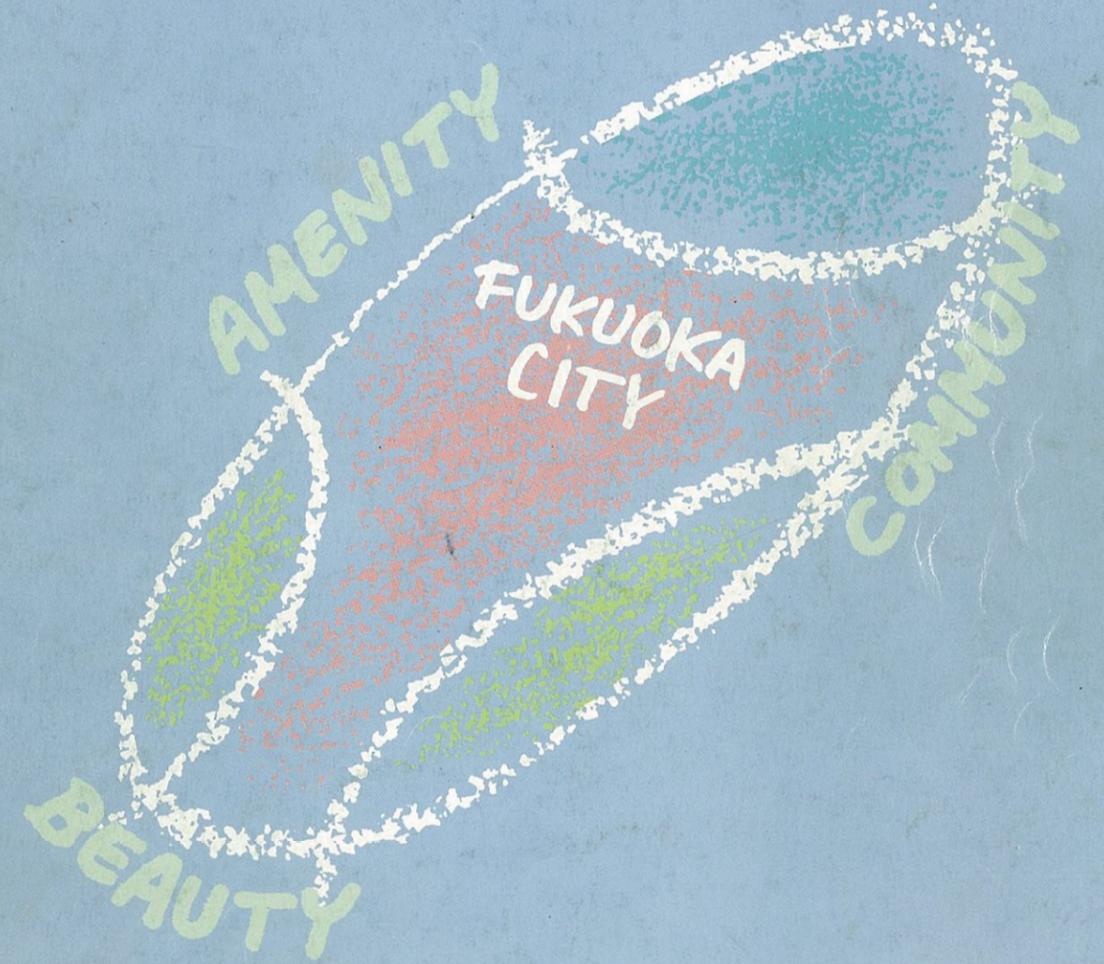


FUKUOKA CITY SCENERY AND URBAN LANDSCAPE PLAN

福岡市都市景観形成基本計画



1988.3 福岡市

FUKUOKA CITY SCENERY AND URBAN LANDSCAPE PLAN

目次

序章 - 福岡らしい都市景観の形成をめざして -

1. 基本計画の理念	2
2. 基本計画の目的と位置づけ	2
3. 基本計画の構成と内容	3

第1章 総論 - 都市景観の形成を進めるにあたって -

1. 社会的背景	6
2. 必要性	6
(1) 市民生活の質の向上	6
(2) 都市の活性化	6
(3) 市民参加のまちづくり	7
3. 取り組み方	7
(1) バランス感覚を大切に	7
(2) 景観づくりは人づくり	7
(3) しなやかに根気よく	7
(4) 演出を多彩に	8
4. 都市景観の意味	8
(1) 都市景観の構成要素	8
(2) 景と観	9

第2章 特性 - 福岡市のもつ景観特性をまとめる -

1. 都市形成史の特色	12
(1) 海と共に栄えてきた都市	12
(2) 二都市の融合	12
(3) 自然と調和した都市	13
2. 骨格的資源	13
(1) 自然系	13
ア. 緑地	13
イ. 水辺	14
(2) 歴史系	15
ア. 歴史的拠点	15
イ. 歴史的環境地区	15
(3) 都市系	15
ア. 都市の軸	15
イ. 都市の拠点	15
ウ. 港湾	15
※骨格的資源図	17
3. 福岡らしさを示す景観	18
(1) 海(みなど)	18
(2) 都心周辺のオープンスペース	18
(3) 都心	19
(4) 精神的風土	19

第3章 計画 - 今後の方向性を示す -

1. 目標	22
(1) 顔のあるまち	22
(2) 個性がいきるまち	22
(3) 魅力を感じるまち	22
2. 基本方針	22
(1) 景観構成要素別基本方針	22
ア. 要素別テーマの設定	22
イ. 要素別基本方針	23
(2) 類型空間別基本方針	24
ア. 空間の構造化	24
イ. 空間の類型	25
※空間類型図	27
ウ. 類型空間別基本方針	28
1 都心部	30
2 副都心	34
3 都心周辺	38
4 旧市街地	42
5 一般住宅地	45
6 郊外住宅地	48
7 海辺と田園	51
8 山の辺	54
9 流通・工業	57
10 みなど	60
3. 景観形成将来構想	64
(1) 構想の意味	64
(2) 福岡市の景観構造の特色	64
(3) ゾーンの設定	64
(4) 基本空間と将来構想ゾーンの対応関係	64
※景観形成将来構想図	65

第4章 実践 - 計画を実現するために -

1. 施策の体系	68
2. 推進方策	72
(1) 景観形成の役割分担	72
ア. 行政の役割	72
イ. 市民、事業者の役割	72
(2) 方策の分類	73
(3) 方策の内容	74
ア. 都市景観条例の運用	74
イ. 公共事業の先導的役割	76
ウ. 諸制度の活用	77
エ. 市民意識の向上	81
3. 重点整備地区の選定	82
(1) 重点整備地区の要件	82
(2) 重点整備地区とその基本方針、イメージ	83



はじめに



福岡市長 藤原 敬一

ひとは都市をつくり、集まり、そこに都市の文化が生まれます。都市は文化の大地であり、それ自体一つの文化です。文化としての都市全体が発信するメッセージがひとの目や心の琴線に触れ、都市景観の像を結びます。

すぐれた都市景観は、都市という文化の所産であり、文化を育むという人間の本性に由来するものです。市民の感性がすぐれた都市景観を育て、また逆にすぐれた都市景観が市民の感性を育てるともいえます。

社会生活における量から質への時代の変化の中で、本市におきましても、都市の快適性を求める市民の声に応じて、ゆとりとうるおいのある都市づくりをこれまでも進めてきました。都市景観の形成を本市の重要な都市政策として位置付け、昨年3月都市景観条例を制定したところであります。

このたび、本市の都市景観の形成に関する基本的方向を示す都市景観形成基本計画を定め、新しい一歩を踏み出すことになりました。

福岡市基本構想の都市像の一つ「海と歴史を抱いた文化の都市」が目指すうるおいと個性のある都市づくりという理念はこの基本計画の中に十分いかされています。

都市景観の形成は、総合的でまた長期にわたるものであり、今後、広い視野と長い目で着実に進めていきたいと思えます。

そのためには、行政が都市景観の形成のために先導的役割を果たしていくことはもちろんのこと、市民や事業者の皆様为主体的に取り組んでいただくことが大切だと考えます。市民の手づくりの都市景観は、わたしたちのまち福岡への愛着と誇りを育て、また来訪者に親しみと楽しさを与えます。ここに都市景観は市民の共有財産という意識も生まれます。

今後、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと市民文化の向上のために、この基本計画を多方面において十分活用していただければ幸いです。

最後に、この基本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました福岡市都市景観審議会委員各位並びに関係者の皆様には厚くお礼申し上げます。

昭和63年3月

序章

福岡らしい都市景観の
形成をめざして



1. 基本計画の理念

都市景観とは、都市を構成するいろいろな要素やものが複合して作られる空間、或いは、場所の見え方、感じ方である。ごく単純に言うと、都市の姿であるが、都市は人間が創造した文化であるから、その都市の姿、都市景観も文化の一部として、単に表面のみならず、その本質をしっかりと見きわめることが重要である。

都市は文化であり、すぐれた都市景観は都市文化の華である。ここでは、文化という概念を手がかりとして、都市景観を形成していくため、この基本計画の理念を考える。

まず、文化の担い手として、共通の価値観をもつ一定の人々の集団が必要である。都市景観においては、市民が都市美、都市の快適さなどの共通認識をもつこと、即ち、都市景観は市民みんなの共有財産であるという価値観が前提となる。

次に、文化は人間が自然や環境等の外界に働きかけ形成するものである。都市景観においても、まず、市民一人一人が、その役割を自覚し、積極的に都市づくり、景観づくりに参加していく中で、形成される。

さらに、文化が形成される場合、くり返し、反復され慣習となっていく過程が必要である。都市景観については、同様に、長年の積み重ねの過程が重要であり、一朝一夕には出来上るものではない。

こうした、歴史的な蓄積という考えは、過去からの継承と将来への展望という時間の流れという視点を与えてくれる。

最後に、文化は、もともとある一定の地域的な限定を伴うものである。都市景観についても、福岡らしい、或いは、その地区らしい特性を活かすという地域性、個性の視点が大切である。

以上のことをまとめて、基本計画の理念とする。

- (1) 都市景観は、市民の共有財産である
- (2) 市民参加による都市景観の形成
- (3) 長期的な視点をもつ
- (4) 地域性、個性を活かす

2. 基本計画の目的と位置づけ

この基本計画は、都市景観を総合的かつ計画的に形成するための基本的理念や施策のあり方を示し、福岡らしさを活かした都市景観の保全、創造及び育成に関する基本的な方向を明らかにすることを目的としており、本計画の策定は、福岡市都市景観条例第4条第1項に基づくものである。

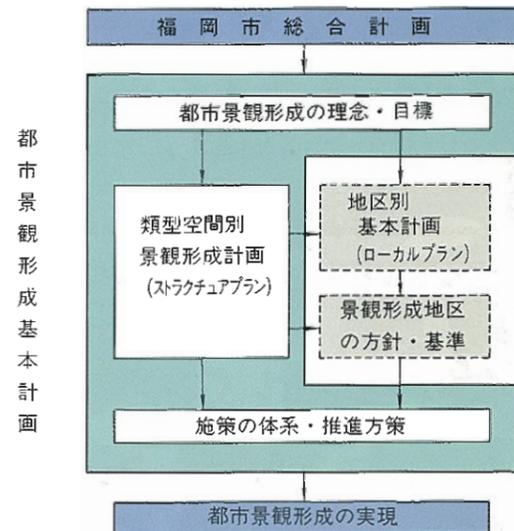
また、この基本計画は、福岡市総合計画の理念と方向づけに基づいており、都市景観の側面からみた都市空間計画である。

都市景観の形成を図るためには、全市レベルと地区レベルの両面から取り組むことが重要である。

この基本計画には、都市景観形成の理念・目標という総論、狭義の計画及び施策の体系・推進方策という実践を含み、総論や実践については、全市レベル・地区レベルに共通である。狭義の計画については、主として類型空間別の景観形成計画（いわゆるストラクチュアプラン）により、全市レベルの方向づけをすることをこの基本計画の役割としている。

従って、より身近な個別の地域における景観形成計画（いわゆるローカルプラン）は、この基本計画に基づき、その地域の特性や条件を反映した具体的な計画として今後、作成するように努める。

以上のようなこの基本計画の位置付けと役割を模式図として下に示す。



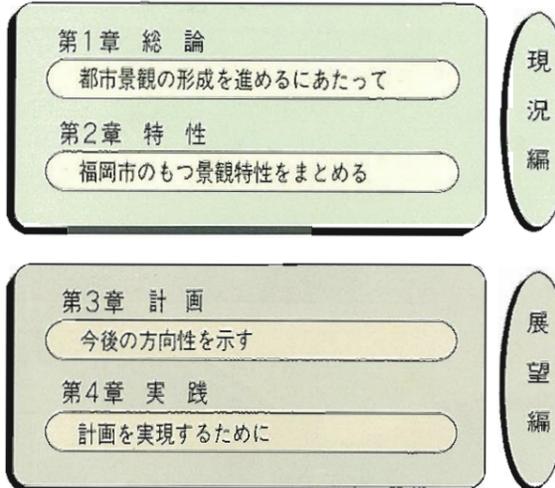
都市景観形成基本計画

都市景観の形成は、単に付加的なものばかりでなく、本質的には、まちづくりの一環であることを認識し、都市景観条例の運用はもちろんのこととして、都市計画法、建築基準法をはじめとする関係法令による諸制度の活用を十分考慮していくものとする。

この基本計画は、今後、具体的に都市景観を形成していく場合に、行政、市民、事業者にとって都市景観の分野における精神的な指導理念、または実際の指針となるべきものである。

3. 基本計画の構成と内容

この基本計画は、大きく現況編と展望編に分れる。主な内容として現況編は、今後計画的に都市景観の形成に取り組むために、必要となる条件を整理した〈総論〉と、福岡市の景観の特徴をまとめた〈特性〉で構成され、また展望編は、都市景観の形成の方向づけを示した〈計画〉とその計画を実現する手だてを検討整理した〈実践〉で構成される。



ア. 第1章 総論

都市景観の形成を計画的にすすめる前提として、その社会的な背景、福岡市における必要性を把握し、今後の取り組み方等について整理することにより、この基本計画の考え方を明らかにする。

イ. 第2章 特性

福岡らしさを把握するため、歴史という時間の流れと福岡市域という空間の拡がりに着目して、福岡市の景観上の特性をまとめる。

まず、都市形成の歴史の中で生み出された都市景観と関連の深い特色を明らかにする。

次に、都市景観を構成している多岐にわたる要素の中から、福岡市の個性的側面を演出しているような特別の意義のあるものを、自然系、歴史系、都市系の区分により骨格的資源として抽出する。

さらに、以上の歴史的、空間的な分析で得られた骨格的資源を総合して、福岡市全体の都市イメージをつくりだしているような大きなまとまりのある景観を、福岡らしさを示す景観として示す。

ウ. 第3章 計画

福岡市のもつ景観特性を活かし、実現すべき将来像をめざしていくため、この基本計画の目標をまとめる。

その目標に向けて、景観構成要素別の基本方針及び地域ごとの景観特性に着目した類型空間別の基本方針を策定し、この基本計画の柱とする。

また、区分された基本方針を総合して、将来における福岡市全体の都市景観の形成からみた都市像を示す景観形成将来構想を作成する。

エ. 第4章 実践

第3章で策定した計画を実現していくための施策を総合的にまとめる。

そのために、景観構成要素別のテーマと類型空間との関係を考慮して、施策の内容を体系的に示すとともに、種々の制度、手法を特にそれらを行う整備主体の役割分担を重視して分類、整理した推進方策を明らかにする。

さらに、今後重点的に都市景観の形成を図るべき地区を選定する。